

平成23年第1回臨時会

大多喜町議会会議録

平成23年 2月2日 開会

平成23年 2月2日 閉会

大多喜町議会

平成23年第1回大多喜町議会臨時会会議録目次

第1号（2月2日）

出席議員.....	1
欠席議員.....	1
地方自治法第121条の規定による出席説明者.....	1
本会議に職務のため出席した者の職氏名.....	1
議事日程.....	1
開会及び開議の宣告.....	3
行政報告.....	3
諸般の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	5
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	23
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	24
議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	26
日程の追加及び順序の変更.....	44
議長の辞職.....	44
日程の追加及び順序の変更.....	45
議長の選挙.....	46
会議時間の延長.....	47
日程の追加及び順序の変更.....	48
議席の一部変更.....	48
日程の追加及び順序の変更.....	48
副議長の辞職.....	49
日程の追加及び順序の変更.....	49
副議長の選挙.....	50
常任委員会委員の選任.....	51

議会運営委員会委員の選任.....	52
日程の追加.....	53
閉会中の継続調査について.....	54
閉議及び閉会の宣告.....	54
署名議員.....	55

大多喜町第1回臨時会

(第1号)

平成23年第1回大多喜町議会臨時会会議録

平成23年2月2日(水)

午後 2時00分 開会

出席議員(11名)

1番	野中眞弓君	2番	小倉明德君
3番	江澤勝美君	4番	小高芳一君
5番	苅込孝次君	6番	君塚義榮君
8番	志関武良夫君	9番	野口晴男君
10番	藤平美智子君	11番	正木武君
12番	野村賢一君		

欠席議員(1名)

7番 吉野信一君

地方自治法第121条の規定による出席説明者

町長	飯島勝美君	教育長	田中啓治君
総務課長	鈴木朋美君	企画商工観光課長	森俊郎君
税務住民課長	菅野克則君	建設課長	磯野道夫君
教育課長	高橋啓一郎君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋謙周	書記	小倉光太郎
書記	渡辺さち子		

議事日程(第1号)

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

- 日程第 3 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 日程第 4 議案第 1 号 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 2 号 大多喜町水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 号 大多喜町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第 4 号 平成 22 年度大多喜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 追加日程第 1 議長の辞職
- 追加日程第 2 議長選挙
- 追加日程第 3 議席の一部変更
- 追加日程第 4 副議長の辞職
- 追加日程第 5 副議長選挙
- 日程第 8 常任委員会委員の選任
- 日程第 9 議会運営委員会委員の選任
- 追加日程第 6 閉会中の継続調査について

◎開会及び開議の宣告

○議長（野村賢一君） ただいまの出席議員は11名です。したがって、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより、平成23年第1回大多喜町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 2時04分)

◎行政報告

○議長（野村賢一君） 日程に先立ち、町長から行政報告があります。

町長。

○町長（飯島勝美君） 本日は、平成23年第1回の議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には公私とも大変お忙しい中にもかかわらずご出席を賜りまして、まことにご苦勞さまでございます。

さて、本日の臨時議会でございますが、監査委員の任期満了に伴う監査委員の選任についての同意、また、本年4月1日から役場組織の一部を改正し、町民にもわかりやすく、かつ業務の効率化を目指した大多喜町行政組織条例の一部の改正、また関連し、大多喜町水道事業設置条例の一部改正、光ファイバー整備事業に係る工事費の減額に伴う工事請負契約の変更をご提案するほか、歳入歳出予算の総額に3億3,999万7,000円を追加し、予算総額を49億9,174万6,000円とする平成22年度一般会計補正予算（第7号）をご提案申し上げます。

補正予算の大きなものとして、国の経済対策による地域活性化交付金事業を活用した航空写真データ作成業務及び地図情報システム再設定業務委託に1,323万円、町営駐車場整備事業に4,005万1,000円、町道の改良事業に1,465万円、大多喜小学校屋内運動場の耐震化事業設計業務委託料に1,113万円、図書館の空調及び屋根改修事業に1,699万9,000円ほか、国での平成22年度第1次補正予算に係る安心・安全な学校づくり交付金事業を活用した西畑小学校屋内運動場改築事業に係る経費として2億3,914万円などが主な補正予算の内容となっております。国での経済対策などによる交付金事業にあわせた事業を組んだことにより事業費も膨らんでおりますが、何とぞ十分ご審議をいただき、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

なお、行政報告につきましては、お配りした報告書によりご了知いただくことをお願い申し上げます、会議冒頭のあいさつといたします。

○議長（野村賢一君） これで行政報告を終わります。

◎諸般の報告

○議長（野村賢一君） 次に、諸般の報告であります、平成22年第4回議会臨時会以降の議会関係の主な事項は、お配りしました議会諸報告によりご了承願います。

なお、このうち組合議会につきましては、関係議員からご報告をお願いします。

初めに、国保国吉病院組合議会関係について、10番藤平美智子議員、お願いします。

10番藤平さん。

○10番（藤平美智子君） 国保国吉病院組合議会について報告をさせていただきます。

去る1月17日午前10時より、いすみ医療センター会議室におきまして、第1回国保国吉病院組合議会がございました。本町からは、君塚議員、江澤議員、そして私の3名が出席をいたしました。

この臨時会におきまして、組合の副議長の選挙が行われました。結果、いすみ市の半場新一議員が当選をされました。

以上で国吉病院組合議会の報告を終わります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ご苦労さまでした。

次に、監査委員から、10月27日から11月5日の間で実施された定例監査及び12月24日、1月25日に実施された例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の報告書の写しによりご了承願います。

また、女性農業者や認定農業者の中から農業委員の女性登用をお願いしたい旨の要望書が、千葉県農山村漁村女性団体ネットワーク及び大多喜町農業委員会ほかから提出されました。その写しを配付いたしましたので、議員各位にも要望の趣旨を酌み取っていただきますようお願い申し上げます。

なお、町長提出の議案第3号について、お手元に差しかえの議案が配付されておりますので、差しかえをお願いします。

なお、7番吉野僖一議員が入院加療のため本日の会議を欠席する旨の通告がありましたので、報告します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（野村賢一君） これから日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長より指名します。

3番 江 澤 勝 美 議員

4番 小 高 芳 一 議員

をお願いします。

◎会期の決定

○議長（野村賢一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日と決定しました。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第3、同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（飯島勝美君） それでは、同意第1号 監査委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

議案つづりの1ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、長年本町の監査委員としてご尽力をいただいております秋山嘉道氏の監査委員としての任期が、本年2月11日をもって任期満了を迎えることから、新たに識見からなる監査委員として、大多喜町大多喜415番地、矢代健雄氏を後任の監査委員として選任しようとすることから、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

矢代健雄氏の略歴につきましては、お手元に配付のとおりであり、銚子信用金庫の勝浦及び大多喜の支店長を経て、同金庫本店の審査部副部長の要職を務めるなど、大変、経済、金融、また会計上の知識も豊富で、かつ人格も高潔な方でありますので、本町の監査委員として適任者であると判断するものであります。

どうかよろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本件については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから同意第1号を採決します。

お諮りします。

本件は同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第4、議案第1号 大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、大多喜町行政組織条例の一部を改正する条例の制定についてご説明をさせていただきます。

提案理由でございますが、説明させていただきますので、議案つづりの3ページをお開きいただきたいと思っております。

まず、提案理由でございますが、現在の組織は、平成21年3月に改正されまして、同年4月1日から現組織体制となっております。7課1局4室1所となっておりますが、この改正時点では、もともと子育て支援課、環境生活課、水道課とあったものを、それぞれ課を室に改め、子育て支援室は健康福祉課長がその業務を兼務し、環境生活室及び水道室は建設課長が業務を兼務しているものでございます。行政組織上におきましては課と室の名称の違いのみでございますが、組織上の位置づけは変わっておらず、それぞれの室を2人の課長職が兼務している現在の形となっているところでございます。

それにかえまして、今回の改正案につきましてご説明させていただきますが、なお、条例の改正文につきましては、ちょっと読みますと複雑化されますので、条文の改正内容につきましては説明を割愛させていただき、改正内容のみ説明させていただきたいと思っております。

大多喜町行政組織条例の一部を次のように改正する。

まず、第1条の改正でございますが、町長の権限に属する事務を分掌させる組織の設置を定める一部改正ですが、現在の「企画商工観光課」を「企画財政課」に、「子育て支援室」を「子育て支援課」に、「農林課」を「産業振興課」に、「環境生活室」を「環境水道課」に改めるものでございます。

以後、第2条の改正は、第1条で定めた組織で分掌する主な業務を規定するものでございますが、まず総務課の項での改正は、総務課での主たる分掌事務に、これまでの文書取り扱い事務に加えまして、例規事務を加えるということでの改正でございます。

第5号で規定しておりました予算及び財務に関する事務を企画財政課での事務とすることから、この規定を削り、第6号及び第7号で定める事務を1号ずつ繰り上げまして、総務課の分掌にこれまで企画商工課で分掌しておりました「広報及び公聴に関すること」及び「統計に関する事務」を7号及び8号として加える改正内容でございます。

次の第2条企画商工観光課の項の改正でございますが、まず、「企画商工観光課」という課名を「企画財政課」に改め、企画財政課での主要事務として、これまでの重要施策の「企画総合計画に関すること」、「広域行政に関すること」のほか、3号の「公共交通に関すること」から6号の「契約及び入札に関すること」までに改めるものでございます。

次の第2条企画商工観光課の項から第7号及び第8号を削り、同条税務住民課の第3号中「国民健康保険税」を「国民健康保険」に改め、同項に次の2号を加える改正内容は、これまで企画商工観光課の事務分掌としておりました「観光に関すること」及び「内水面漁業に関すること」を削りまして、税務住民課の項の第3号中の事務分掌中「国民健康保険税に関

すること」とあるのを「国民健康保険に関すること」に改め、税務住民課での分掌事務に、次の4ページになりますが、7号として「後期高齢者医療に関すること」、8号として「債権管理に関すること」を加えるものでございます。

次に、第2条健康福祉課の項の第4号中の事務分掌文言を「国民健康保険に関すること」から「健康増進に関すること」に改め、第5号で規定する「後期高齢者医療に関すること」を削るものであります。

また、「子育て支援室」とある項名を「子育て支援課」に改め、「農林課」とある項名を「産業振興課」に改め、この項第1号で定める事務分掌名を「農政に関すること」から「農林業に関すること」に改め、産業振興課での事務分掌として、議案にありますよう、新たに第4号の「農村環境の保全及び整備に関すること」から第7号「内水面漁業に関すること」までの文言に改めるものでございます。

次の第2条環境生活室の項の改正は、これまでの「環境生活室」を「環境水道課」に改めるものであります。

次に、附則であります。附則第1項は、この改正条例は、平成23年4月1日から施行するものであります。

次の附則第2項は、大多喜町総合開発審議会条例中で定める本審議会の庶務を企画財政課で処理するというように改めるものでございます。

次の附則第3項は、大多喜町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例中で定める同縦覧場所を「大多喜町環境生活室」から「環境水道課」に改める改正内容でございます。

次の附則第4項は、大多喜町農林業振興協議会条例中で定める同協議会の庶務を「農林課」から「産業振興課」で処理するという内容であり、この附則第2項から第4項までは、所管事務等を分掌する課名等を今回の機構改革に伴い改正する必要があることから、関連するそれぞれの条例の一部改正を本条例の改正の附則において改正するものでございます。

以上、説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、ご可決賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいま総務課長のほうから説明をいたしました。今回の機構改革につきましても基本的な考え方、これをご説明したいと思います。

まず、今回の機構改革の前提は、まず財政に負担をかけないということが1点ございます。

まず、この財政にはやはり負担をかけないような形で、現状の状況の中で大体おさまるとい
うところで、まずそこを考えよう。それから次は、行政をどう効率化するかという、この
点をやはり考えていこう。それから3点目が、人材をどう育てるかという、この3点から
協議してまいりました。これは、各担当課長、それぞれ各課に持ち帰りまして、それぞれ課
の皆さんとの協議の中で、やはり今の状況をどうやったら、一番その今の3点を改善でき
るかということの中で持ち寄って、4回の会議の中でまとめ上げてきたところでございます。

私もこの1年間、町長として務めてきまして一番感じましたことが、3点ほどございます。

まず1点は、まず、一番スピード感がないといいますか、まず動かないということなんで
すね。これをどう動かしていくかということになるわけでございます。ですから、私もこの
1年間、まず、1週間に2回から3回、必ず夕方6時には職場のほうに顔を出します。それ
で、職場の皆さんの状況を、大体1週間に2日から3日は必ず職場に顔を出して、顔を合
わせます。当初、私がいた時分には、ほとんど6時で帰る人はおりませんでした。まず6時以
降にずっとやっているということで、非常にサービス残業が横行しています。

それで、これは、私も残業代をちょっと調べました。行政職で大体1,760万ぐらいです
かね、年間。そうしますと、これは1人平均に直しますと大体月3時間から4時間なんです
ね。実際、これはあり得ないことなんです、私が見てきた中で。ですから、非常にサー
ビス残業をしていたということの状況で、それでいて、じゃ、どのぐらい仕事がスピー
ド感があるかということ、議員の皆さん方もご承知のとおり、なかなか思うように動
いていないというのが1点。スピード感をどう上げるかということが、まずこの改革
の中で考えなければいけない点だと思います。

それから、その次2点目は、やはり人材の育成という話をいたしました、やはりそれ
も専門的な職員をどう育てていくかと。やはり専門的な職員というのは本当にいな
いんですね。ただ、ただ散らばってはいるんです。ですから、それをどう育ててい
くかということになります。専門的な職員をできるだけ育てていかなければなら
ない。これはやはり小さな町ですから、やはりそれはある程度そこは力を入れてい
かないと、なかなかその効率化に結びついていかないということでございま
す。それで、そこにつきまして、やはり専門的な職員を育てるためのことでもあ
るわけでございます。

それから3点目、気がついたのは、今までの組織というのを考えてみますと、確
かに課は少ないんですが、先ほど課長の説明もありましたように、どうしても兼務
をしています。そうしますと、なかなかその課長さんは、幾つかの課をまたいで
いますので、実際にそれぞ

れの課の仕事をやる時間がないんですね。部下を見る時間がないんです。ですから、どうしても表面的なところに手をつけて、なかなか中へ入れないということで、そういう問題が非常にありまして、人材にも育てるところもなかなか手が届かないということもあるわけでございます。そういった面を、やはりこれから行政効率を高める中で、また、これを高めることによって、やはり財政にも影響してくるんだと思います。

それで、もう一つは、総務課の組織なんですが、普通の考え方でいきますと、人事権と財政権を一手に握るという組織というのは、普通はないんだと思うんです。大多喜の場合は、これは人事権と財政権を一手に総務課が握っております。これはやはりなかなか組織の硬直化を生みますので、やはりこのまず人事権と財政権というのは、これは分離すべきだと私は思っております。特に、なぜかといいますと、財政というものに追われまして、なかなか、先ほど言いました人材の育成というのは、本当は総務課、これは人事権を持っていますから、やはり人材育成というのは相互に相当あるんだと思います。この人事権と財政権というのをやっぱり分離すべきは基本的な考え方かなというふうに思っております。これを一手にやっている組織というのは恐らくないと思いますので、そういうことで、その3点の中からやっているわけでございます。

それで、まず、私も今、大体の方向性というのはそういうところでやっているんですね。どうしても、だから、課長さんも、正直言って、3課ぐらいのものをしているところもあるわけですね。ですから、どうしてもその1つの課に長くられないんですね。ある課なんかを見ますと、正直言って、自分の課にいて、すぐ次の課に行くということで、課長の席に座ってられない状況であります。だから本当にどの課を見ているのかというのが実はわからない状況にあることは間違いないんです。それで、ですから、議会答弁の中でも皆さん方にお話しするときにも、どうしても深く答弁することはなかなか難しい状況にあることも事実なんです。これはただ、職員を責めるわけにはいかないんですね。やはりそれはそれだけの時間的余裕がないという中でございます。

これで、じゃ、例えばその人材が実際にその費用面に、課長に上げたときにどうしていくかということなんですが、実際に今、主幹という形の方もいます。この方はもう課長職の給料です。だが、この主幹という、じゃ、仕事というのは何だろうかという、実は特に決められたものがないんですね。やっぱり課長があって、その下に補佐がいますから、補佐が全部やります。じゃ、主幹というのは何をやるかという、実は重立った仕事はないわけですね。しかし、課長と同じ給料をもらうわけですね。ですから、責任が生じてこないわけ

す。課長が全部負いますから。そういった問題もあります。

また、先ほど申しました残業、サービス残業という話もしましたけれども、確かに行政職というのは、いわゆる一般で言う労働基準法の36協定には抵触はしませんが、しかし、残業については給料を払わなきゃならないわけです。当然のことです。当然、罰則規定もありますので、それは当然やらなきゃいけないわけでございますけれども、やはりこの遊ばせている人材をなるべく使わなきゃいけない。課長補佐につきましては、実際に、今言いましたように、残業しても恐らく提出していないんだと思うんですね、一切、残業したものを。ですから、非常にサービスをしているところのございます。ですから、本来それを残業手当を出したら、課長職以上に実際は金額はなるんだと思います。そういうところもございます。

やはり何よりもまず職員のやる気を起こさせるということが大事なんだと思います。やはりその職をある程度職員の皆さん方に希望を持たせる、これも非常に大事だと思います。

それでもう一点は、役職を持つこと、その役職が人を育てるということもございます。私は、今まで事業をやってきた中で一番力を入れていたのは、やはり人材の育成です。やはり財政ではございませぬ。人材をどう育てるか、これに尽きると私は思って今まで事業を進めてきました。やはりこういう大変厳しい財政の中で考えますと、やはり人材の育成がいかに大事かということは、この今の閉塞状況の経済の中でいきますと、人材の育成に力の入れていたところがやはり生き残ってきています。やはりどんなに機械が進歩して、どんなにいいものが出たとしても、最後は人であるわけでございます。人材を育てなければ、やはりその事業は動きませぬ。そういうことで、人材を育成するためにも、ぜひやはりこの機構改革を進めたいなど、そういうことで、この思いできょうは提案しているところでございます。よろしく願います。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 2 点あります。

1 点目は、税務住民課の分掌事務の中に国民健康保険税が入れられたわけですが、これの大義、きちんとした理由をお聞かせ願います。全員協議会の点では、特別会計が 1 人の課長に 3 つも集中してというのは、これは理由にならないと思うんです。

2 点目、環境水道課の分掌に水道事業が記載されていません。そのまま今までの環境生活課のままで行われているように思いますけれども、それでいいのでしょうか。

この2点です。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それじゃ、野中議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、今まで健康福祉課にあった保険係を税務住民課に持っていった大義というご質問であったかと思いますが、大義というものでもないんですけども、これはやはりこれまでの3回の課長会議の中でいろいろ検討してきた中で、その事務分掌をも検討した中でございますけれども、1つには、税務住民課の中で、窓口のほうで、出生ですとかお亡くなりになったとか、あるいは転出・転入、そういったものの届けがすべてその税務住民課の窓口のほうにされるということで、それらによって、保険証の得喪といたしますか、資格の取得ですとか資格を失う手続、そういったものがより早く、受け付けを窓口で行いますので、そういったのがまずスピーディーに行うことができるというものが1つでございます。

それで、先ほど野中さんのほうで、1人の課長が特別会計を3つも4つも持っているというようなこともありましたが、それもまあ実は、そういう会計をたくさん持つということは大変な面もあると、それが一つの大義ということじゃないんですけども、それも一つの理由にはあります。

一番の理由は、今、最初に申し上げた、その窓口業務でのそういう転出入ですとか、そういった資格の取得面において非常に効率的にその業務ができるということが第一でございます。

それとあと、その結果、逆に住民の健康がどうかというのが希薄化になるんじゃないかということも予想されるんですが、その辺については、私のほうもちょっと保健師さんのほうにこの辺はどうなのかということでもちょっとお聞きしましたところ、別にそういうことはない、それは情報の共有化によれば特に支障はないということでございますので、今ご質問のあった件については、ですから、資格の取得ですとかそういったのに効率化が図れるというのが大きな理由になります。

以上です。

それともう1点ですね、環境水道課のほうに水道課の業務がないんじゃないかというご質問ですが、これにつきましては、課の設置がちょっと複雑化になっているんですが、実は環境部門については、これは町長部局の仕事になります。水道課につきましては、企業会計ということで企業の仕事になりますので、水道課の業務については水道課のほうの業務でうたうというふうになります。それで、環境の仕事につきましては、現在、環境課の仕事が2つ

うたわれていますけれども、その仕事を町長部局のほうでうたってございますので、そのままになります。水道業務につきましては、企業会計のほうで水道業務をうたうというふうになります。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

8番志関さん。

○8番（志関武良夫君） 先ほどの町長の説明等がございまして、その中に人材育成というような大きな課題も出てきておりましたけれども、この課の名称を変えなくちゃいけない、そういう理由はどこにあるんでしょうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 今回の課の名称を変えることにつきましては、町民にもわかりやすい名前にしたいというのが一つの理由でございまして。それとあと、これまでの室を課に改めたというものを、これまで、ある1課長にそういう仕事を兼務させるために、多分、課を室に改めたんだと思います。今回はそういうことじゃなく、先ほど町長がおっしゃっておられましたけれども、人材育成だとかそういった面から、課という名前に変えて、専門的にその課の仕事をやっていただくという、責任を持っていただくということもございまして、室を課にして、そういう認識を持っていただくということも一つの理由にあるかと思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

5番荻込さん。

○5番（荻込孝次君） 2課がふえるということは、それぞれ独立して責任を持たせるということですから異存はないんですが、この総務課と企画財政課ですか、この関係なんですが、大多喜はもう昔から、一たん総務課長になると定年退職するまで総務課長であったわけなんですよね。ということは、総務課長はそれだけ重要なポストにいたんでしょうけれども、今回のこの改正を見ますと、重要な財政とか管財、すべては今度は企画財政課のほうに移るわけなんですが、そうしまして、この企画財政課では、町の基本構想とか5か年計画、企画調整、行政評価、それから人口増対策、企業誘致、これから大多喜町が進むべき重要な仕事が全部この企画課のほうに回ってきちゃうんですが、何かというと、その意味は先ほど町長さんからお話があったんですけれども、これから町が進めるべき重要な行事が全部この企画課のほうにいつてしまっていて、これで果たして大丈夫なのかどうかということをお尋ね

します。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 企画財政のほうにすべてが寄るかという話なんです、これは先ほど申しましたけれども、やはり財政と人事、いわゆるこの2つは当然分離されるべきものであると思います。そこに企画をつけたというのは、企画というのは、やはり財政が伴います。そういうことで、企画と財政というのは切り離せないなど。大きいところであれば、企画は企画でまた別になるんですが、この小さな町でございますので、そこまでは分離できませんので、企画財政ということなんです、今、私ども、課長会議というのをやっております。これは月1回と限らず、必要であれば何回でも今開いております。私も先ほど申しましたように、1年を通じまして、まず横ぐし、いわゆる行政というのは縦社会とよく言われます。私も来まして、まさにこの縦社会でありました。このやはり横ぐしをどうするかということの中で、課長会議というものに横ぐしを刺したということでございます。

それで、企画ですべてをじゃ、やるかということじゃなくて、企画は、先ほど申しましたように、大きな案件、あるいは町としての方向性としてはどうするかというものになります。実際に事業を動かす段階になったら、それぞれの担当課のほうにリリースしていくわけです。それは課長会議の中で、もうそろそろこの辺で企画からその事業課のほうに渡しましょうというのは、課長会議の中で決定していく予定になっております。ですから、すべて企画が握って、最後まで企画がやるということではなくて、放せる段階では、事業段階になったら事業課のほうに移すと、そういうふうな形でやりますので、そこに全部集中するわけではないと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） さきほどの国保の問題に移ります。町長に伺います。2点あります。

1つは、国保が、平成24年でしたっけ、県にやらせると、県に一本化だという流れが政府のほうから今提示されています。そのことと今回の税務課に移行するのとの関係があるのかということと、自治法にうたわれている地方自治体の本旨について、どのように考えていらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず、国保の今の県での一本化という、確かに出ておりますけれども、これはまだ決定の方向ではないと思いますが、このことと絡んでいるということではなくて、

先ほど課長も説明したように、やはり集めるところと使うところで、ある程度効率的なものが1つあります。ですから、そういうことでのものをございます。

もう一つの自治法についてということをございますけれども、やはり住民の福祉の向上というのは、これはもう基本的には、私ども、前にもお答えしてありますけれども、これは基本的には変わりませんので、ただ、今のその位置づけが変わったからといって、そのことが即そのことにおろそかにするということではないと思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 国民健康保険税と国民健康保険の事業を一緒やれば事務が早くなるということですが、総務課長の説明ですと、転出入のときの窓口のことをおっしゃっていましたが、そういうふうにおっしゃるんだったら、教育の問題だってそうだし、水道の問題だって、介護も後期高齢者もみんな引っかかってくるわけです。だからその転出入などの窓口事務が早くなるって、これは私は理由にならないと思うんです。その辺はどうでしょうか。

住民の福祉、まず住民サイドから見ると、やはり生きていく、幸せに生きていくということを考えると、健康問題というのは一番トップに来ると思うんです。健康が失われたときに、本当にどんなにおたおたするか。介護と高齢者医療と国民健康保険というのは、切り離せない問題だと思うんです。大きなウェートを占めている国民健康保険をやっぱり外したときに、今別々になっているのが何か問題だと思うんですけれども、町として、住民の福祉としての健康問題を考えたときに、やはりこれは一体化してやるべき問題だと思いますので、国民健康保険を税の徴収と絡めて、そちらのほうを強く打ち出しているように思える税務課の移行はどうかと思うんですけれども、改めて町長、どうでしょうか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ここは課長会議の中でも非常に議論になったところなんです。どちらに入れるかということで、これはたしか3回程度の中でその議論となりました。やはりどちらがいいのかなという中で、実はその結論になっているわけなんです。

先ほど何回も申しますけれども、やはり基本は、住民の福祉の向上にあります。これは基本的に忘れていたわけではございませんで、要は、職員一人一人がいかにそれを認識して行動するかにありますので、その位置が変わったからといって、それが変わるものではないと思っていますが、そこに移したというのは、課長会議の中で何度も協議した中でのそのもの

であるということですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（野村賢一君） ほかに。

4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 今回のこの機構改革で、課が2つふえるということに結果としてなるわけでありませうけれども、今まで町の行財政改革の中では、課の統合は当然のことであり、今まで行政もそういう方向でやってきました。今回、逆に言えば、町民から見る目として、課を今度ふやしたんだなというイメージに映ると思ひますけれども、その明確な理由は、町民に説明をきちっとしていかないと理解されないとと思ひます。今、町長が理由を述べられましたけれども、それはなかなか内部に入っていないとわからないことが多くあると思ひます。町民の目から見れば、ただ単にふやしたということが映る、その部分をしっかりと対応していただきたいと思ひます。

それから、課の統合によって一番心配しているのは、この前の全協のときでも総務課長のほうからお話がありましたけれども、課長がふえるということで、人件費はふえるんじゃないか、課長手当がふえるということが一番町民の目で見えるところだと思ひますけれども、機構改革によってその辺の試算をぜひお願ひしたいと思ひますけれども、2名ふえました。今までは課長を2名少なくして室でありました。その辺、どう変わるのか、これを試算してお答えをいただきたい。

それからもう1点、専門的にそれぞれの業務ができるということでありまして、今まで課長は幾つかを兼務していたということで、なかなか全部見切れないという話でありましたけれども、今まで課長は、町長は当然、全部の課を見ていることでもありますし、課長も今までの中ではそのような形でやってこられました。それが本当に全部見切れないで、ずっと表面的なことだけで今まで来ていたということが実際にあるのかどうか、具体的にお話をできればいただきたい。

それから、先ほど、その下におられる主幹の方が、責任の所在がはっきりしないという部分がありましたけれども、課長がそういうふうに兼務をいっぱいしているのであれば、主幹に当然こういう席にも出てきてもらって、説明を求めたっていい話だろうと思ひます。問題は、その機構よりも中身の問題も十分あると思ひます。幾ら構造を変えたって、できない人はできないだろうし、やる気のある人はその中で上手にやっていく部分があると思ひますので、今回、その下の主幹の責任所在も、そういうものがはっきりしないからというような説明もありましたけれども、その辺は、機構だけではなくて、今までやってきたそういう実績

の中で十分やれることもあるのも事実だと思うんです。その辺はどうお考えなのか伺いたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 何か今、幾つかあるんですが、質問を忘れちゃったかもしれませんが、ひとつひとつ答えていきたいと思いますが、まず、今までやってきて、その課をふやしたということについての説明はどうかということでした。これは、まず、私はこの点につきましては、昨年1月29日、首長がかわったということ、やはり首長の考え方というのが、大きな違いがそこに1つあると思います。ですから、私は過去のことはわかりませんが、私は、自分の考え方、今まで自分の積み重ねてきた中で、やはりまずそのメリハリというかな、責任を持たせるということは非常に重要だと思っているんです。ですから、ここにつきましては、やはり体制が変わったということはひとつご理解いただきたいなと思っています。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それじゃ、小高議員さんの質問の中にありました、給料、人件費の関連のご質問かと思えます。

人件費の試算ということでございますが、これはあくまでもちょっと仮の試算でございますので、これはそのままいくというふうに思われるとちょっと困りますが、現在、我々課長職につきましては、7級職ということで、給料表では一番上の級で給料をいただいているわけですが、この私どものすぐ下に課長補佐がおりますが、この方は今現在、給料表で言いますと6級になります。6級の方が課長職になれば当然7級になるんですが、なった場合の給料の差額と申しますと、現在、7級職になりますと、給料を1.5%減額するような措置になっていまして、ちょっと給料が減っているんですけれども、それでいきますと、まず給料の月額で見ますと、月額5,606円ぐらいの差になります。ですから、年間でいきますと6万7,000円ぐらいの差になります。それとあと大きいのは、管理職手当というものを我々7級職はもらっているんですが、今度、6級職につきましては、7%の管理職手当をいただくというふうになりますので、管理職手当としての差は36万ぐらい上回ります。合わせますと、合計で42万8,000円ぐらいの差が出てきます。

それとあと、当然、期末・勤勉手当も影響してきます。期末・勤勉手当への影響が11万ぐらいと。当然、基礎となる本俸が変わりますので、それが11万ぐらいふえます。それとあと共済費がありますけれども、この共済費につきましても約3万500円ぐらいのアップになるかと思えます。合わせますと年額で55万から56万ぐらいの給料が上がるということになるか

と思います。

しかしながら、先ほど町長からもお話がございましたが、7級職になると、管理職ということで時間外勤務手当は今年度出なくなります。仮にこの方が月に10時間ぐらいの残業をしますと、年間120時間ぐらいになりますので、そうしますと、時間給にして約2,800円ぐらいの時間外になると思いますので、約33万ぐらいの時間外が発生すると思いますので、それを差し引きますと、約23万から4万ぐらいの年間アップになりましょうか。

それで、今回の機構改革ですと、兼務した室を解きますので、2人の課長職、管理職ができます。ですから、23万、あるいは24万の2倍というふうになりますので、46万から47万ぐらいですかね、そのぐらいの人件費増にしかならないのかなということで、ですから、人件費的にはそう余り変わらないということで、上がらないということじゃないんですけれども、その人件費に与える影響は少ないということでご理解をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 今、じゃ、財政につきましては、今、課長のほうからも話ございましたが、ちょっとつけ加えておきたいと思います。

実際に今、残業時間10時間という設定でしました。実際、こんな数字はございません。はるかに30時間とかという話だと思います。ただ、それは職員の好意でもってこれを抑えているというのも事実であるということもご理解いただきたいと思います。そうしますとはるかに多いわけですから、それはその辺のこともあるということも加味していただきたいと思ひます。

もう一つ、先ほどの専門性のところなんです。これは私も見ておまして、本来なら、課長補佐もとても職員の部下のほうを見る余裕はございません。それこそ全部見ておりますので、まず自分の仕事で精いっぱいなんです。じゃ、係長はどうかというと、やっぱり係長も自分の仕事がもう精いっぱいなんです。本来ならやっぱり職員の指導というのは、課長が本当はやる仕事なんです。やはり一番その仕事の職務に精通しているわけです。しかし、その人がその課にいられないんですね。ある課なんかは、課長はと言ったら、いや、上に行った、今度どこ行った、向こうへ行った、もうほとんどその課にいないわけですね。ですから、課のことがなかなか見られないというのも事実なんです。

ですから、そういう意味で、私は、ある程度そこはやはり職員の指導のほうに少し向けていかなければいけないなと思っているんです。それで、やはりどうしても専門職が必要だと

というのは、私も1年間この仕事をしていまして、先ほど、企画財政の中に管財課というのを設けて、その辺である程度一元管理しようという話をしました。この中で私もいろいろこの書類を見てきた中で、やはり節約すれば相当の金額、今言った金額じゃなく、はるかに大きな金額がそこで節約できることは間違いないわけですね。ですけれども、それは例えば、私が一たん目を放しますとそれはまた元へ戻りまして、もとの数字がかかるとのことだと思えます。ですから、これは職員でそれができるような体制に早く持っていく必要がある。どうしても人材の育成、専門性の職員を育てる必要があると、そういうふうに思っています。

○議長（野村賢一君） 4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 質問は3回までということなので、1回に全部どんどん言ってしまわないと、もう1つずつやっているとならなくて1つしか言えないので、ちょっと続けてしまって申しわけなかったんですけども、一番最初に申し上げたのは、この説明をきちんと町民が本当にわかるようにするようにはしてもらわないと理解できませんよと、町民の理解は得られませんよ。今、試算をしていただきましたけれども、50万弱のお金、実際にかかるのはそのくらいアップするということなんですけれども、それだけのお金のために今までずっと、逆に言えば統合してきたんだという重みもあるんだと思うんですね、逆に言えばですね。それだけのお金のために課長を減らして負担をかけてきたという部分もあるんだということなんで、課をふやすということは、やっぱり町民から見て、今までみんな節約して行政も一生懸命効率を図って、これも削ろう、あれも削ろうとやってきたのをふやすということのイメージは、行政にとってというか、我々にとっても、チェックする側にとってもおかしいじゃないかと、見てですね。それはだから本当にきちんとした説明をできるだけしてほしい。してくれるかどうかをまずお尋ねしたいと思えますけれども。

それで、それともう1点、今、課長もそんなにいっぱい見切れない、係長も大変だという話をしました。行政改革では、これから職員も減らそうという方向で定員削減の計画をつくっていますよね。今回も退職者は多いし、採用は少ない。じゃ、もっとこれから減らすんですけども、それは、さらに課長や係長は負担は軽減するけれども、下は減らすんですから、そっちのほうは大丈夫なんですかと。減らすという意味から、減らすというか負担になるという意味から言っているんですけども、やはり職員が少なくなる中では、兼務もある程度やむを得ない部分もあるんじゃないかというふうに町長の答弁からちょっとうかがえたので、その辺の、課長あるいはその下の係長、その職員の配置、そういうものをひっくるめて考えての課の今度の機構改革の改正という意味があると思うんです。その辺は、今、町長がおつ

しゃられたことはどういうふうにご考慮されているのか、2点お願いしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） まず1点、町民にこれを説明するという、これは私どもの責任でございますので、これはしっかりと説明してまいりたいと思います。先ほど申し上げたことを丁寧にやはり町民に説明しなければいけないと思っています。

今、2点目の、じゃ、これから人員を削減していく中で今の状態でできるのかということになるんですが、私は職員にまず申し上げておりますのは、スーパースターは要らないということを行っています。スーパースターは、まず町の事業をする中にそれは必要ないんだよと。何かと云ったら、全員野球でやるべきだと。それは、やはり200人から成る職員が10%の効率を上げること、そのことが行政効率につながりますし、それがひいては人員削減につながるわけですね。

じゃ、それには何かと云ったら、やっぱりまず人を育てなければいけない。今のままで削減するということは、先般の課長会議の中で、じゃ、この課の中で人を減らせますか、これはだれも返事できません。それはもう手いっぱいなんですね。ですから、一人一人のスキルを上げるということがまずそこに来なければ、人員削減というのは、実際にはもうある程度自分の仕事を減らしていくとか何とか、そういうふうにはしなければいけないわけですね。ですから、まずそのスキルを上げさせるという意味では、一人一人にやっぱり働いてもらうということが大事なので、スーパースターが仮に幾ら頑張っても、50%上げたってせいぜいそんなものですね。しかし、200人の職員が10%成績を上げれば200%の効率が上がります。そういう意味で、私は、やはりまず全体のスキルを上げるということに全力を尽くすということで職員の皆さんにも言っております。

ですから課長職というのは、やはりできるだけ専門的にすぐれた者で、部下を指導していく、そういう部下をどんどん育てていく、そういうことにやはりある程度力を注いでもらわなければならないと思っています。それは、私は基本的に人材育成というところに力を入れているのは、そこにあるわけでございます。

○議長（野村賢一君） もう一つなかったか。

いい。

（「はい」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」の声あり）

○議長（野村賢一君） 1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 私は、議案第 1 号に反対の立場から討論させていただきます。

今回のこの組織改定が、町行政の責任体系をきちんとして、よりきっちりした行政サービスを住民に提供していく、そういう基本的な姿勢に貫かれているだろうことは理解できて、そのところについては賛成します。

多少財政的な負担がふえても住民が望んでいるのは、きちんとした納得できる行政サービスを受けられるということなので、そこについては大きな期待をしたいと思うのですが、先ほど申し上げているように、私は、国民健康保険の分掌事務のあり方について、やはり大きな疑問を持っております。住民の大きな要望は、国民健康保険税を下げしてほしい、介護保険下げしてほしい、水道料金が低い、健康でありたいという願いのほかに、やはり経済的な負担を減らしてほしい。その経済的な負担を減らしてほしい中身の多くは、やはり健康保険に関するものなんです。健康保険税を減らすためには、どうしても町民の健康づくりということをも町はしゃかりきとやっていたらかなければならない。この 3 点セットだと思うんです。

後期高齢者、介護保険、それから国民健康保険、その一つ、一番中核になるのは、国民健康保険を中心にした健康づくりです。国民健康保険世代が、きちんとした健康保険づくりの意識改革、要するに住民の人材づくりだと思うんですけれども、そのところをきちんとすれば、後期高齢者の費用も減っていくわけです。介護も減っていくわけです。その中核を福祉から除いて住民課に持っていく。

じゃ、住民課の課長の立場にしてみると、1 つは、どうやって税を課して徴収するか。もう一つは、今度は住民の健康をどうするのか。これは別個の問題だと思うんです。そのところを、わずか国民健康保険税を課税・徴収するということをきっかけにして健康づくりまで持っていくということは、課の負担、課長の負担、課長が、健康づくりに責任を、全身全霊をかけてその業務に没頭できるかということ、これは徴税というもの、やっぱり町の財政をやるわけですから、大きな、非常に重みを持った課だと思うんです。そういう面で、国民健康保険の仕事を全うできるかといったら、その保証はないというふうに私は断言したいと思

うんです。どんなに有能な方でも、課税・徴税と健康づくりとは全く質が異なります。

そういう意味で、住民サービスを充実させるという立場から見ると、国民健康保険分掌を税務住民課に持っていくということについて反対せざるを得ません。

以上です。

○議長（野村賢一君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。

4番小高さん。

○4番（小高芳一君） それでは、私のほうは賛成の立場から討論をさせていただきます。

今回の機構改革でありますけれども、懸念は、住民がどういう反応を示すかということにあるわけでありまして、先ほど町長のほうからお話がありました。それぞれの課長が、専門的にしっかりと自分の担当を見ている、責任ある行政を行っていくんだというようなお話がありました。スーパースターは要らないという話でありますけれども、私は、そういう面から言えば、一人一人の課長がスーパースターになってほしい、そういう目標を掲げてやってほしいというふうに思います。

それとまた同時に、機構改革によって、これは100%の組織とは思いません。今、野中議員のほうからありました。健康保険についての行政はこれでいいのかという話がありましたけれども、それは、より専門的になった中で十分カバーをしていただきたい。懸念はあると思いますけれども、その課の担当は十分やれるように努力をしていただきたい。そういう期待を込めて、本機構改革には賛成するものであります。

以上であります。

○議長（野村賢一君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（野村賢一君） 挙手多数です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

会議の途中でございますが、ここで10分間休憩いたします。

(午後 3時10分)

○議長（野村賢一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時20分)

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第5、議案第2号 大多喜町水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

水道室長。

○水道室長（磯野道夫君） それでは、5ページをお開きください。

議案第2号 大多喜町水道事業設置条例の一部を改正する条例の制定について。

大多喜町水道事業設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

本文に入る前に提案理由の説明をしたいと思います。

行政組織の一部改正による、水道室と環境生活室を統合することによる室の名称の変更でございます。

それでは、本文に入らせていただきます。

大多喜町水道事業設置条例の一部を改正する条例。

大多喜町水道事業設置条例（昭和43年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「水道室」を「環境水道課」に改める。

附則、この条例は、平成23年4月1日から施行する。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（野村賢一君） 日程第6、議案第3号 大多喜町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） それでは、7ページをお開きください。

議案第3号 大多喜町地域情報通信基盤整備工事請負契約の変更について。

平成22年3月30日に議決されました「大多喜町地域情報通信基盤整備工事請負契約」の一部を次のとおり変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本文の説明の前に、変更内容についてご説明を申し上げます。

光ファイバー工事につきましては、平成22年4月より82局から随時着手いたしましたが、光ケーブル敷設がおおむね終了いたしまして、当初の事業費を減額する内容となりました。

その主な事業費の減額ですが、N T Tの柱と東電の柱の立てかえが、当初300本ほど予定していたものが100本程度に減ったことによる減額や、地下の管路から電柱へ上がる部分について、当初は立ち上げ管を新しく設置することとなっておりましたが、既に設置してありましたN T Tの立ち上げ管に余裕があったことから、それを利用したことによる減額等であります。

なお、減額につきましては、2,866万5,000円でありまして、当初事業費の9.7%の減額でございます。

それでは、本文の説明をいたしますが、変更部分のみとさせていただきます。

契約金額、変更前2億9,536万5,000円、変更後2億6,670万円となります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野村賢一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 小さい問題なんですけれども、2,800万ほど安くなったうち、これは町の持ち分はどのくらい安くなるんですか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） これはほとんど交付金事業でございまして、町の当初の持ち出し分が9万1,000円ほどあったんですが、今回で1万6,000円にこれで減ります。したがって、7万5,000円ぐらいの減額ということで、ほとんど一般財源を使わないで事業が完了するということになるかと思えます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

5 番苅込さん。

○5 番（苅込孝次君） 質問じゃないんですけれども、この加入状況は、今現在で何件、何%ぐらい加入されたのか、わかれば教えてもらいたいです。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） パーセンテージはちょっとわかりませんが、現在、これは先だっの1月25日現在で584戸の加入でございます。ただし、この584件につきましては、82局と84局分ということになっております。したがって、これからまだ83局と85局が残っておりますので、どうでしょうか、700件近い数に当面はなるのかなど。いずれにいたしましても、今、どんどん入っていただけるように、役場やショッピングセンターオリブの中で、NTT側で説明会を行って、相談会場を設けて加入促進に努めているところでございます。

以上です。

（「わかりました」の声あり）

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野村賢一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案については討論を省略し、これから採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(野村賢一君) 日程第7、議案第4号 平成22年度大多喜町一般会計補正予算(第7号)を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(鈴木朋美君) それでは、平成22年度大多喜町一般会計補正予算(第7号)をご説明いたしますので、議案つづり9ページをお開きください。

平成22年度大多喜町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,999万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,174万6,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

次に、第2条でございますが、地方債の追加補正を規定するものであり、その補正内容は、第2表に定める地方債補正によります。

今回の地方債追加補正は、西畑小学校屋内運動場の改築工事に係る地方債発行であり、その起債の目的、起債限度額、起債の方法、借り入れ利率、償還方法を定めるものでございまして、その内容は、12ページ記載のとおりでございます。

次に、今回の補正予算の概要を申し上げますと、会議冒頭に町長からお話ございました

が、総務費、賦課徴収費での航空写真データ作成業務及び関連する地図情報システムの再設定委託料、合わせて1,323万円、商工費、商工業振興費での町営駐車場拡張事業として4,005万1,000円、土木費の道路新設改良費として1,465万円、教育費では、大多喜小学校屋内運動場の設計業務委託料として1,113万円、また、西畑小学校屋内運動場建設事業費として2億3,914万円、図書館の空調、屋根、それとトイレ等の改修工事として1,699万9,000円、その他、防災行政無線の施設工事費などが主な内容となっております。

それでは、事項別明細書により補正予算の詳細をご説明させていただきますので、議案つづりの15ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、款、項、目、地方交付税ですが、交付実績に基づく補正額として6,998万4,000円、次の款14国庫支出金、目3教育費国庫負担金として2,034万1,000円、これは西畑小学校屋内運動場改築事業に係る分でございます。

次の款14国庫支出金、目5の教育費国庫補助金、補正額7,022万8,000円、これにつきましても、西畑小学校屋内運動場の改築事業に係る分でございます。

次の目6総務費国庫補助金5,329万2,000円は、地域活性化交付金として、その内訳は、説明欄記載のとおり、きめ細かな交付金として4,441万6,000円、住民生活に光をそそぐ交付金として887万6,000円でございます。

次に、款、項、寄附金、目2指定寄附金が115万2,000円、これは奨学金や小中学校の図書購入費として指定寄附をいただいたものでございます。

次の16ページをお開きください。

款18繰入金、項1基金繰入金、目6小中学校施設整備基金繰入金、補正額2,000万円は、西畑小学校屋内運動場改築工事へ充当されます。

次の款、項、目、繰入金、補正額100万円は、前年度からの繰越金でございます。

次の款、項、町債、目4教育債、補正額1億400万円は、節1の義務教育施設整備事業債で、西畑小学校屋内運動場改築工事へ充当されます。

次に、歳出のご説明をさせていただきます。議案つづり17ページをごらんいただきたいと思います。

款2総務費、項2徴税费、目2賦課徴収費、補正額1,323万円は、説明欄に記載のとおり、航空写真データの作成業務及び地図情報システム再設定業務の委託料でございます。なお、この事業に係る財源は、国庫支出金が700万円、一般財源が623万円となります。

次に、款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、補正額4,005万1,000円は、有料町営

駐車場整備に係る経費ですが、この内訳は、節欄記載のとおり、用地測量及び設計などの業務委託料として463万6,000円、駐車場工事請負費として1,850万円、公有財産購入費、用地取得でございますが、1,631万6,000円、用地買収に伴う補償費として59万9,000円でございます。なお、この事業に係る財源につきましては、国庫支出金、これは地域活性化交付金を2,400万円、一般財源を1,605万1,000円を充てることとなります。

次に、款7土木費、項2道路橋梁費、目2道路新設改良費、補正額1,465万円は、田丁後宿線、船子東前線、小土呂中ノ台名杉線の道路改良に伴う工事請負費であります。財源は、国庫支出金、地域活性化交付金でございますが、641万6,000円、一般財源を823万4,000円を充てます。

次の18ページになります。

款、項、消防費、目4災害対策費、補正額114万4,000円は、西畑小学校用地内に設置してあります防災行政無線屋外固定局の撤去・移設工事請負費でございます。これにつきましては、同校の屋内運動場改築工事に支障があるということから無線施設を移設するものであり、財源はすべて一般財源となります。

次に、款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、補正額15万3,000円は、奨学金積立金であります。財源は、寄附金が充てられます。

次の款9教育費、項2小学校費、目1学校管理費、補正額1,113万円は、大多喜小学校屋内運動場耐震補強改修工事の設計業務委託料であります。財源は、国庫支出金が700万円、一般財源413万円でございます。

次の目2教育振興費、補正額208万3,000円は、町内5校の小学校の図書購入費でございます。財源は、国庫支出金52万円、指定寄附金が60万円、一般財源が96万3,000円でございます。

次の目3学校建設費、補正額2億3,914万円は、西畑小学校屋内運動場建設工事に係る経費でございます。経費内訳は、節欄及び説明欄記載のとおりでございますが、11節需用費が18万7,000円、12節役務費が24万1,000円、13節委託料、設計監理委託料として443万6,000円、15節工事請負費として2億3,344万7,000円、備品購入費が82万9,000円となります。なお、この事業の財源内訳は、国庫支出金が9,056万9,000円、義務教育費施設整備事業債が1億400万円、小中学校施設整備基金繰入金が2,000万円、一般財源が2,457万1,000円でございます。

ページがかわりまして、19ページとなります。

款9教育費、項3中学校費、目2教育振興費、補正額141万7,000円は、西中学校及び大多喜中学校への図書購入費でございます。財源は、国庫支出金が35万6,000円、指定寄附金が40万円、一般財源が66万1,000円となります。

次に、款9教育費、項4社会教育費、目3図書館費、補正額1,699万9,000円は、図書館の空調設備、トイレ及び屋根の修繕に係る経費でございます。内訳は、節欄に記載のとおり、13節委託料が114万4,000円、工事請負費として1,585万5,000円となります。財源は、国庫支出金が800万円、一般財源が899万9,000円となります。

以上で一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきますが、よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。よろしくお祈りいたします。

○議長（野村賢一君） 説明が終わりました。

質疑ありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） その前に確認なんですけれども、この補正予算に関しては1項目ずつ質問してよろしかったですね。

○議長（野村賢一君） そうですね、はい。

○1 番（野中眞弓君） それでは、質問させていただきます。

15ページ、交付金が出ていますけれども、2種類、きめ細かな交付金、住民生活に光をそそぐ交付金、何かほわほわするような、そういう名前がついているんですけれども、具体的にどういう事業ができるのか。それから、この交付金の総額というのはどのように規定されているのか。それから、期間、この交付金の有効期間がどのくらいあるのか。そして、今回の事業のほかに何かこの交付金で考えているものはあるのか伺います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 交付金のご質問でございますが、まず、きめ細かな交付金というものから先にちょっとお話ししたいと思いますが、これにつきましては、国のほうで、円高ですとかデフレ対応のための緊急総合経済対策ということでございます。これにつきましては、昨年の10月8日に閣議決定されたものでございまして、新たなその交付金を創設いたしまして、観光地における電線地中化、またあるいは、地域の活性化ニーズに応じてきめ細かな事業を実施できるように支援を行うということで、本当に何かざっくりとしたことしかうたっていないんですけれども、こういうことを踏まえまして、平成22年度補正予算ということできめ細かな交付金が創設されたところでございます。

ご質問に、対象事業にどのようなものがあるかということでございましたけれども、国のこの交付金の交付要綱の中では、地域の活性化に必要な幅広い事業ということしか特にはうたってございません。それで、この事業につきましては、それぞれ、この交付金が出ますよということで各課のほうに、対象となるような事業がどのようなものがあるかということで一応調査いたしまして、それに基づいて選出したものでございます。

次に、住民生活に光をそそぐ交付金というものがもう一つありますけれども、これにつきましては、やはり緊急の国の経済対策に基づいて設置された交付金制度でございます。これにつきましても、これまで、住民生活にとりまして大事な分野でありながら、交付金の名前にもございますが、光が十分に当てられてこなかった分野、地方消費者行政ですとかDV対策、また自殺予防等の弱者対策、自立支援、また地域づくりに対する地方の取り組みを支援するという目的を持って創設された交付金制度でございます。

この事業の対象事業と申しますのは、地方消費者行政ということで、消費生活の向上に係る事業と、それとあとは、先ほども申し上げましたが、DV対策、自殺予防等の弱者対策、また自立支援ですね、あとはいじめですとか不登校、引きこもりだとかそういった関連の支援事業でございます。それとあと、定住外国人に対する支援などもこれらに含まれてきます。あと地域づくりということで、図書館の施設、学校図書館の充実、図書の充実ですね、それと施設の増改築等にも使えるという事業でございます。

事業の実施期間でございますが、これは先ほども申しましたけれども、昨年10月4日に閣議決定されて急遽出てきた交付金事業でございます。こちらの側といたしましても、これは早急にその調査をして対象事業を探して国のほうに申請するというので、今回の補正をお願いしているわけでございますが、基本的には期間は、10月8日の閣議決定から本年3月31日までというような、一応期間は設定がされております。ただし、ご存知のように、急に出てきて、これから補正予算をとって、じゃ、それが全部できるのかなということで、これは期間的に見ても無理な事業も出てきますので、これらにつきましては、国のほうでは、国の承認を得て、翌年度に繰り越してもよろしいよというようなことが示されております。

事業の範囲につきましては、一部制限がありますけれども、人件費ですとか貸付金、補償金を除いた経費には充当が可能ということの事業でございます。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 当面、この5,300万、どういう使い方をするんですか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） ただいまの交付金の使い分けなんですけれども、まず、きめ細かな交付金事業ということで、現在、補正予算で上げてある額が4,441万6,000円ばかりでございます。これにつきましては、先ほども説明の中で出てきましたけれども、城下町の駐車場と、町営駐車場ですけれども、その町営駐車場の整備事業に2,400万、それと大多喜小学校の屋内運動場の耐震化に伴います設計業務の委託料ですね、それらに700万円、それとあと航空写真のデータ作成事業、これに700万円、それと町道改良事業がございましたけれども、これに641万6,000円、もう一つの光をそそぐ交付金につきましては、まず図書館の屋根の改修事業がございましたけれども、これと図書館の空調設備の改修事業に、これ合わせまして800万円、それと小中学校への図書の購入費に充てるお金が87万6,000円ということで、合わせまして光をそそぐ交付金につきましては887万6,000円を充てるという内容の補正となっております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 12ページにちょっと戻らせていただきます。

12ページ、教育施設整備事業債が組まれていますけれども、これはどこから幾らの利息で借りるのでしょうか。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） これにつきましては、西畑小の改築工事に伴います事業債ということでございますが、借り入れ先につきましてはまだ決めてございません。まず借りる先といえば、政府資金ですね。政府資金、あるいは銀行からの借り入れというふうになるかと思いますが、あと利率ですが、多分政府資金を借りることが強くなると思いますが、利率的には1%から1.5%ぐらいの利率のものを借りるということになるかと思いますが、この表にうたっているものは、一応5%以内ということであってありますけれども、ですから5%以上の利率をもつての借り入れをしませんということになります。実際的には、ですから1%から1.5%ぐらいの利率のものをお借りするということになるかと思いますが。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 水道会計が、高利率のものを借りかえるときに、あれは政府資金ではなくて銀行関係から借りたほうだったら可能だということだったようなふうに覚えているんですけども、借りかえとかそういうことを考えたとき、政府資金で融通がきかないような記憶があるんですけども、銀行で借りる場合は、利率とかそういうのは変わらないんですか。もしそうであれば、銀行とかそういうので借りかえが、もしか後々もっとこれ限りなくゼロ金利が進んで、金利が安くなったときのことを考えたりしたら。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） 金利のお話なんですけれども、政府系資金というのは、いわゆる公定歩合がありますよね。今はほとんどゼロに近い、0.2ぐらいですかね、今ね、公定歩合ね、もうちょっと低いですかね。それに、先般もお話ししましたけれども、運用利回りは、いわゆる年金基金とかいろんなものをしますんで、それを利用しますんで、その運用利回りを乗せますから、そういうところで、先ほど出ましたように、1%とか1.5とかという話になるんですね。一般の市中金融というのは、いわゆる、そういう、逆に言うと、自分のところの利益を乗せるということで、根本的にはどちらも変わらないんですね。金利の高さというのは、あくまでも公定歩合のこのレートが上がるか下がるかで金利が決まってきます。今、ほとんどレートというのは低いですから、どこで借りてもそんなに大きな差はないと思っています。

だから、今、借りかえするといっても、前に非常に経済が拡大していたときには、公定歩合のレートも4%台のときもありましたね。この間、水道で借りたのは、多分その時代のものだと思うんです。公定歩合が4.75とかそういう時代がありましたからね。レートがですね。ですから、それに運用利回りを乗せると7%とかという話になるんですけども、今はレートがほとんどゼロに近い数字でございますから、そんなにふえないと、そういうふうに思っています。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 今のちょっと関連なんですけれども、西畑小学校の屋内運動場の財源の問題でありますけれども、まず、この義務教育施設整備債1億400万の償還の期間は決まっていたららお答えをいただきたいのと、この事業債の内容といいますか、また1億400万の起債を起こすということだと思っておりますけれども、これは地方交付税の算定の基準になるのかどうか。それから、基金、午後の一番に説明がありましたけれども、3,700万ぐらい

ですか、基金があるということでありますけれども、その中から2,000万の取り崩しをするということでありますけれども、その基金を取り崩す規定があると思うんですが、その規定はどのようなふうになっているのか説明をいただきたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） それでは、まず初めの義務教育施設整備事業債の交付税算入のことでしたけれども、今回のこの義務教育施設整備事業債につきましては、国の補正予算に伴った地方債でございまして、後年度に借り入れ額の100%を交付税措置されるというふうに聞いております。

それともう1点は、償還期間につきましては、資料をちょっと持っていない、多分20年程度かと思います。ちょっとはっきりした年数は調べていないので、申しわけないですけれども、多分その程度かと思います。

○議長（野村賢一君） 基金の、二千何百万の。

総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） 基金の取り崩し規定ですか、取り崩す場合の決まりということでしょうか。

（「基金から取り崩した2,000万の理由ですね。」の声あり）

○総務課長（鈴木朋美君） まず、この基金の取り崩しにつきましては、一般財源の財源的な理由もございまして。一般財源が不足するということで、義務教育施設の整備基金がございまして、一般財源が不足するような分は基金から取り崩してそれに充てるということで、歳入歳出の金額を基金と一般財源、それと交付金事業で一致させたということでご理解いただければと思います。

○議長（野村賢一君） ほかにございせんか。

4番小高さん。

○4番（小高芳一君） 基金はもう底をついたわけですね。それで、これから先、今度いろいろ修繕やいろんなことが出てくると、当然、基金はなくて、これから先のことは全部一般財源から出すという話になるわけですよ。できるだけ今まで先人たちがいっぱいこの校舎の建てかえのために基金を積んでくれた。とうとう学校の基金も底をついてしまう。これから、じゃ、先どうするんだと。基金を、あるから安易に今回2,000万円を入れたという理由というか、明快なことを、答えを聞いたかったですけれども、先がもうなくなっちゃうだろう、できるだけ財源は自主財源で賄うようにしていかないと大変だろうという意味で、どうも安

易に、ここへ貯金があるからちょっとおろしてとりあえず使うかという部分がちょっと感じられたので、基金を取り崩す規定はあるのか。

これは、新築や改築という、今回は意味合いは、内容は新築ですから、修繕についても基金は今までも、ちょっと記憶だと取り崩したような気もしているんですけども、そういう意味で、今まであるけどどんどん使ってきた部分があって、今回もそれでいいのかということで、その辺はどうお考えなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 総務課長。

○総務課長（鈴木朋美君） まず、この小学校施設整備基金でございますけれども、現在、基金につきましては、今3,736万1,000円ぐらいしか確かにございません。したがって、これを使いますともちろん基金はどんどん減っていくわけでございますが、これにつきましては、今後、その学校教育施設の整備計画に合わせまして、当然、一般財源を抑えながら、基金の積み増しですとかそういった形をとって基金をふやしていかななくてはいけないということは考えております。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 17ページの徴税費なんですが、航空写真データ委託料が細かく795万9,000円、地図情報システムが527万1,000円とあります。計画というか、おおよその概算としてはすごく細かいんですね。もうこれは業者といろいろ打ち合わせができて数字なのではないかというふうに思っちゃったりするんですけども、この発注計画というのは今どうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

そして、今回はこれ、この航空写真データというのは何年かごとに更新されると思うんですけども、前回の執行費というのは幾らぐらいだったんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 税務住民課長。

○税務住民課長（菅野克則君） それでは、ご質問の17ページの賦課徴収費の航空写真データ作成業務委託料795万9,000円でございますけれども、これにつきましては、先ほど総務課長からご説明がありましたように、交付金の活用をいたしまして、今回予算をいただきまして、来年度に繰り越して事業を執行したいというふうに考えております。

ご質問の発注計画でございますけれども、写真撮影に適した時期というのがございまして、これが12月からことしの1月にかけてが最適であるとのことから、平成23年10月から11月に業者の選定を行いまして、12月に契約、12月から1月にかけて撮影、平成24年1月末に

業務を完了いたしまして、2月にデータの供用開始と考えております。

この委託料の予算に上げました事業ですけれども、とりあえず見積もりをいただいて、費用を予算計上してございます。

また、前回というご質問でございますけれども、前は平成19年度に更新してございます。執行額785万6,000円、ちなみに予算額は802万2,000円でございます。

以上でございます。

(「地図情報システムのほう」の声あり)

○**税務住民課長(菅野克則君)** 地図情報システムですけれども、地図情報システムにつきましては、やっぱり来年度に繰り越して執行したいと考えております。業者選定を平成23年7月から8月にかけて行いまして、発注を9月、業務完了が12月となりまして、平成24年1月に新しい電子計算機の稼働に合わせまして供用開始と考えております。ちなみに導入費用、これ平成16年度より稼働しておりますけれども、そのときの費用が678万5,850円でございます。

以上です。

○**議長(野村賢一君)** ほかにございませんか。

1番野中さん。

○**1番(野中眞弓君)** この計画のとき、もう見積もりをとったということは、もうこの業者に決めたということでしょうか。かなり、約800万のお金、500万を超えているお金、これ入札とかそういうのでやらないんですか。何かこうIT関係とかというのは本当に値段があつてないようなもので、すごい莫大に大きいなど。これ初回ではなくて、もう何回目かの更新なので、経費については、素人考えなんですけれども、もしかしたら本当はもっと安くできるのではないかという思いがあります。どうなんでしょうか。

○**議長(野村賢一君)** 税務住民課長。

○**税務住民課長(菅野克則君)** ただいま、業者が決まっているのではないかというご質問でございますけれども、航空写真につきましては見積もりをとただけでございまして、業者は決まっておりません。航空写真のデータの業務委託につきましては、町で定めてございまず入札・契約・検査関係事務手引書に基づいて行います。

また、地図情報システム再設定委託料でございますけれども、これにつきましては、契約は随意契約でいたしたいと思っております。その理由といたしましては、これの初期設定につきましては約6,000万かかってございます。業者をかえますと一からやり直しをしなければなら

ないこととなりますので、そのぐらいの初期設定の費用がかかります。地図情報システムにつきましては、今、随意契約でやりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

1 番野中さん。

○1 番（野中眞弓君） 同じく17ページの商工業振興費、約4,000万が計上されています。どこまでこの計画が進行しているのでしょうか。そして、不動産鑑定士を入れて土地を購入したりするのですけれども、購入面積や、とりあえずの予定単価みたいなものってわかるのでしょうか。すべて不動産鑑定士お任せということなんでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 今の質問なんですが、商工業振興費4,005万1,000円、これにつきましては、先ほど総務課長のほうから説明がありましたように、町営駐車場の整備に係る予算でございます。

現在の状況ですが、実は昨年11月29日に、多少、議員の皆さんに全員協議会の中でご説明をしてきたところでございますが、ほぼ、土地所有者につきましては、売買について了解をいただいております。また、現在、その土地を使っている人がほかにおりますので、その人とも話し合いをしまして、資材等の移設につきまして了承をいただいたという状況でございます。

なお、購入面積につきましては、1,149平方メートルということになっております。今後、測量によって若干実面積は変わってくると思いますが、これは登記簿面積で申し上げてございます。

それと予定の土地の購入単価でございますけれども、先ほど議員ご指摘のとおり、不動産鑑定士を入れますが、町の税務住民課のほうの基準単価を現在参考にして、とりあえず上げてあります。これが1万4,200円、平米当たりということで掲げております。

そこで、最後までその不動産鑑定の結果を重んじるのかと、尊重してそれで決めるのかというご質問だと思いますが、あくまでもそれを参考に、私のほうで最終的な価格はもう一度見直すというか、考えたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

4 番小高さん。

○4番（小高芳一君） 西畑小学校の屋内運動場の工事費の件についてであります。3回目です。ありますので、できましたら明確な答弁をお願いしたいと思います。

昼から教育課のほうから説明がありましたけれども、今、私も参加しましたけれども、小中学校の統合の問題で町民と懇談会を開いている最中でありまして、教育課長の説明ですと、町の方針はとりあえず決まっているけれども、教育委員会の方針は決まっているけれども、住民の皆さんの声を聞いてこれから決定をしていきたい、ですから決定ではないというようなお話がありました。

そういう中で、今回、この建設をするということに議案が出てまいりました。説明ですと、たとえ西畑小にならなくても、どういう形にこれから検討委員会でするかわかりませんが、ならない場合でも、今、子供がいるからつくらなければいけない。それは半年であろうが1年であろうが、いる限りはつくるんだというお話でありました。気持ちは当然そうあります。子供が危険な思いをすることは、我々も、あつてはならない話でありますし、かといって、今までも、今回の耐震の調査も21年9月以降に終わっているわけで、逆に言えば、それまでずっと来ているということ自体も非常に問題であるというふうに思うんですけれども、町民の感情といいますか、私たちもそうですけれども、あそこに例えばいろんな検討委員会で結論が出ると思うんですけれども、老川に移る場合だって統合してあるだろうし、いろんなことをこれから検討するのが検討委員会であると思うんです。

そうすると、西畑に来るとは限らないということも踏まえての検討委員会だと思うんですけれども、そういう中で、果たしてこれから統合でほかに移るという結論が出たときに、つくってしまっているものなのかどうか。我々は、やっぱり町民の代表として、何だよ、あそこに学校来ないんじゃないか、それで、じゃ、何で体育館をつくったんだという、これは素朴な疑問としてあると思うんですけれども、懇談会と、今回、この建設の整合性といいますか、その辺は課長の説明ですと、ちょっと納得いかない部分があります。その辺は町長の見解も伺いたい。

今回、午後からの説明ですよね、それで2億3,000万の工事をすぐどうだという議案を出されました。私ども、やはり金額は金額だし、やはり慎重に審議するべき話であると思うんですけれども、そう簡単に結論を出せないというふうに私自身は思っていますので、これは急に財源的なものが入ったからということはあると思うんですが、余りにもちょっと議会のほうを無視したような感じも否めないというふうに思うんですが、その辺はどういう見解を持っていらっしゃるんですか。2点ほどお伺いをしたいと思います。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） ただいまの質問でございますが、今回の建設につきましての問題でございますが、これは、実はこの耐震強度につきましては、21年度に、0.3以下ということで、0.07という数字が出ました。それで実は22年度に、夏ごろでしたかね、やっぱり再度の数字が、今度は0.03ですか、さらに悪い数字が出てきました。これはどういうことかといいますと、簡単に言いますと、もう耐震強度はありませんよと、ということでございます。ですから、先ほどの説明にもございましたけれども、この建物については、もう耐震補強するどころではなくて、もう建てかえなければいけないと、そういうふうな状況にあるわけでございます。

そこで、その0.03の数字が出ましたときに、実は、たしか8月だったですかね、去年のね、教育課長と、それから教育長と、実は西畑小学校に見に行きました。それで、じゃ、これは今、西畑小学校の場合は3階に多目的ホールがございまして。これを何とか利用できないかということの中で、実は見ました。広さは、多目的ホールですから、結構あるんですね。そこで、ガラスについては、いわゆる網か何か、そういう丈夫なものでやれば何とかかなということでありましたが、どっちにしても広さは足りないんですね。広さは足りませんが、何とかそれを使えないかということで、床のほうもちょっと心配だったものですから、それなりに建築士のほうに、これは実際に体育館として使えるかどうかというのは、実は去年、査定をさせたところでございます。

その出てきた答えが、体育館としてはもう無理だと。もちろん大きさも問題ではあるんですけれども、床がまず体育館のようにつくっていないんだと。ということで、それはできないということでありました。私どもとしては、実はあれを使いたかったというのが実は本音だったんです。

それはできないということになりまして、それでは、先ほど説明がありましたように、つくらなければならないなということで、23年度の予定では実はいたんです。ところが、先ほど経済対策の中で、たまたまこの交付金があるということでございまして、通常、この交付金が、じゃ、23年度にそれがあろうかどうかというのはわかりません。とりあえず今回だけかもしれないんですね。この経済対策ですから、その時々によって変わりますので、来年度これがあるということではないと思いますが、その通常の学校建設のいわゆる補助金でいきますと、先ほどの数字で、町が負担するのが、大体、私のほうで調べさせたら、実際は8,900万、普通に出しますと8,900万かかります。8,900何がしというふうになります。それが、さ

つき申しました、今回の補助金のこの特別経済対策の中で、2,450万近くの一般財源の負担でできるという、実はそういう内容のものでございまして、6,500万ほど、今回を申し込むと安くなるということなんです。

ですから、来年度、23年度にそれを申し込んだときに、果たして、じゃ、これができるかという、正直に、それは保証がないものですから、もしそれをつくった場合には、8,900万、町の財源が必要になるということの中で、実はこれ出させていただいたんですが、議員の皆さん方に説明が非常に少なかったということでは申しわけなかったんですが、それは実際に大多喜がそれに該当になるかということの中で手を挙げておりまして、実はそれは何とかなるであろうということの中でこれを提案させていただいたところでございます。

仮にこの、先ほど課長も説明したように、やはりまず危険であるということで、今、学校のほうにもなるべく多目的ホールで使っていただくようにはお願いしてあります。しかし、どうしても使わなければいけない場合にはそれを使うわけでございますが、これはいつ災害が起きてもおかしくないわけでございまして、町のほうとしては、耐震強度というのも、そういうのも既にもう示されておりますので、災害が起きたときにこれはもう全面的に町の責任ということになります。これはもう逃げようがない過失責任ということになりますので、できるだけ多目的ホールで使ってほしいということで今お願いをしているところでございまして、でも、どうしても体育館を使わなければいけない場合がありますので、それは使わせているんですが、そういうことで来ております。

そして、先ほど統合の問題になりますが、これはどちらにいたしましても、少子化の中で生徒数がもうどんどん減少していく。これはもう現実的にわかっていることでございます。これはもうはっきりとこの数字が出ております。ですから、統合という方向に向かわなければならぬことは当然でありますし、また、多くの皆さんからも私のところへも手紙も来ております。

そういうことで、これは進めていくわけでございますが、いずれこの学校が、今、小学校が5校、中学校が2校ございます。しかし、大多喜町の今の現在わかっているだけでも、最終的にはもうとにかく1学年50人という数字になります、大多喜町全体で。これはもう間違いなくその数字が出ております。

先ほど、今度の国会で、多分、教育と言えるものが、40人という学級が今度は35人にしようじゃないかという、これから法案が出されるようでございますが、やはりこれはこれから国会で法案が提出されるわけですね、35人学級という。そういうことで、それは少子化とい

うことの中で出ているわけでございます。

本町にとりまして、全部で中学校、小学校で7つあります。しかし、最終的には相当の学校が余ってくるわけですね。じゃ、これを統合した後にこの利用をどうしようかということでは、正直、こういった問題は、3年とかそういう数字じゃなくて、5年とか大変長い期間がかかります。ですから、統合問題とあわせて、これはやはりこういうものの利用というものを考えながら、やっぱり町としては考えていかなければならないと思います。そこに来た時点で考えるのでは遅いと思いますので、私どもも町長部局としては、その利用をどうするかということで検討はしているところでございます。

これは教育施設でございますので、いろんな意見があるんです。老人ホームがいいとかいろんな意見があるんですが、やはり教育施設でありますので、やはり教育に使うことが正しいと思うんです。それで、教育以外に使うには、なかなかやっぱりこの施設というのは難しいなと思っています。ですから、できるだけ教育の施設に使っていただきたい、そういうふうに考えております。

町といたしましては、これからそういう形にいろいろと展開をこれからしなければならぬと思います。並行の形で進めてまいりたいと思いますが、どちらにいたしましても、今まで投じてしまって、もう既に町に負担がないものについてはいいんですが、これからそのことによって負担が生ずるようなことが出れば、これはやっぱりそういう形で話がもし動くとなれば、それはそこに負担してもらおうと、町に負担を出させないような形のものにしなければならぬと思っています。

そういうことで進めたいとは思いますが、これはどうなるかわからない話でございますので、これは先々の話でございます。とりあえずは学校の生徒さんに危険が及ばないということに、まず第1点、そこに置かなければならないと思っています。

国のほうも、将来的に使わなくなったとしてもそれはやりなさいということで、経済対策の中で出ているわけでございますので、そういうことで提案させていただいたところでございますので、よろしくお願いたします。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

11番正木さん。

○11番（正木 武君） 先ほど、統合の問題なんですけれども、老川と西畑は24年からもう統合していくというような、この前、文章があったんですけれども、じゃ、西畑が老川に行ってもいいよという話になったら、早急に体育館を老川はまた建てなくちゃいけないという

ことになるんですけれども、また2億の金を投資していくわけですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） これは、先ほど申しましたように、耐震強度の問題なんですね。それで、なぜ西畑小学校は建てかえかというのは、耐震補強ができない建物なんです。これはもう要するに0.03という数字、それで老川小学校については0.32なんですね。これは0.3以下ということになるんです。これは、要するに補強で十分できる建物なんです。ですから、建てるということではないと。だから大多喜小学校につきましても、0.28なので、正直、これは補強で十分いけるということだと思います。西畑小学校については、もうこれは補強ではだめですよという、そういうことでございます。

○議長（野村賢一君） ほかに。

11番正木さん。

○11番（正木 武君） 0.32ですよ、老川は。それと、24年までに0.3以下になる可能性はあるんじゃないですか、上に上がるということは。それでも、あくまでも耐震でできるということで前提にやっていくわけですか。

○議長（野村賢一君） 町長。

○町長（飯島勝美君） それは、強度というのは確かにそういう問題もありますけれども、建物の構造上の問題があるんです。西畑小学校については、補強のできない体育館なんです。屋根構造がもうそういうことになっておりまして、骨組みが補強にならない建物なんです。それは、先ほど申しましたように、できればその上を使いたいという話をしましたのは、実は補強ができれば補強したかったんですが、建築士との調査の中で、これは補強はできない建物ですという結論が出ております。老川小学校と大多喜小学校については補強が十分できる建物であると。いわゆる、例えばそこに筋交いをやるとかそういうことになるんですが、西畑小学校の場合は、そういうものではできませんよと、それはそういうもので補強ができる建物ではないと、構造上に問題があるということなんです。

○議長（野村賢一君） ほかにありませんか。

1番野中さん。

○1番（野中眞弓君） 私の先ほどの質問に戻ります。

その町営駐車場なんですから、これから設計業務などが入っていきますが、観光地の駐車場として、トイレとかそういうものについてはどうなるのだろうか、それから、何も無い、ただのっぺりした、車をとめるところだけだったら直営でできるのではないかとか思う

んですけれども、そのあたりの計画はどうなんでしょうか。もしかして、そののっぺりしたものだったら、もう直営で工事をやってしまうという感覚はないでしょうか。

それと不動産鑑定料、わずかなお金なんですけれども、先ほど課税の評価額でとりあえずということ、単価をお出しになりましたけれども、それこそ住民としても、それでやっていただいて、不動産鑑定士を入れるというのは、折り合わなかったときに入れるという、必要なお金は払わなきゃいけないけれども、もしも入れないで済むものであれば、できるだけ無駄は省いていただきたい、そうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（野村賢一君） 企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（森 俊郎君） 工事の概要ですけれども、現在、町営駐車場に挟まれた土地を買収しようということで考えています。そこに建設工事の資材が今散らかってというか、置いてありますので、そのあたりをまず片づけていただきまして、若干、役場下の駐車場との段差がございますので、その辺の段差を取り除いて、ほぼこの3つの駐車場が、若干斜めになろうかと思いますが、それでもいいと、使えればいいというような観点でこの工事費の積算をしております。

じゃ、それを直営でということですが、相当時間をかければできないことは当然ないと思います。ただ、ただでさえ今、直営班も仕事がやり切れないほどあるということで、私のほうとすれば、そのあたりにつきましては、今後相談はしてみたいと思いますが、そこまで相談しておりませんので、今後協議はしてみたいと思いますが、状況はほぼわかっておりますので、何とか、せっかくの交付金事業の中、業者に頼みまして、それなりの工事をきちっとしていただきたいなというふうに考えております。

それと先ほどの不動産鑑定につきましては、これは税のほうで、すぐその近くに実際の売り買いの実績があればいいんですが、そういうことはないということから、基準値というものを、基準鑑定を実はやっておりますので、それはあくまで参考ということなので、その場所の価格ということのこの予定価格じゃございません。したがって、町としても、実際、この価格が幾らであるのかということも当然知る必要がありますし、また、土地を持っている方にもそのあたりも当然示すというか、それを参考にしましたということをお知らせをしないということで、適正価格が判明するということになりますので、これにつきましてはぜひ鑑定はしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野村賢一君） ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(野村賢一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

4番小高さん。

○4番(小高芳一君) ただいま一般会計の補正予算について審議しているところでありますが、この中の西畑の小学校の屋内運動場の工事の件についてでありますけれども、先ほど質問をいたしましたけれども、住民が検討委員会を立ち上げて議論している、どういうふうにするかということをやっているときでありますので、この問題はそういう部分からも慎重に審査をするべきものだと思います。財源の問題も含め、この工事の概要につき、私、議員としては、もう少し慎重に議論してもいいのではないかというふうに思いますので、総務文教委員会を、開いていただきまして、付託をするということで提案をさせていただきたいと思っておりますので、お諮りいただきたいと思っております。

○議長(野村賢一君) お諮りします。

ただいま4番小高議員から、議案第4号 大多喜町一般会計補正予算(第7号)について、所管の委員会に付託し審議する必要のある旨の動議が提出されました。

この動議に賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、提出された動議は成立いたしました。

委員会への付託をする動議を議題として採決します。

この採決は挙手により行います。

この動議のとおり委員会に付託することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

○議長(野村賢一君) 挙手全員です。

したがって、議案第4号については、総務文教常任委員会に付託することの動議は可決されました。

したがって、議案第4号については、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

なお、本臨時会の会期は本日1日のため、本件については閉会中の継続審査としたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（野村賢一君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員会に付託した議案第4号 大多喜町一般会計補正予算（第7号）については、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

ここで10分間休憩いたします。

（午後 4時32分）

○副議長（藤平美智子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時41分）

◎日程の追加及び順序の変更

○副議長（藤平美智子君） 野村賢一議員から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤平美智子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議長の辞職

○副議長（藤平美智子君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、野村議員の退場を求めます。

（12番 野村賢一君退場）

○副議長（藤平美智子君） 事務局長に辞職願を朗読していただきます。

○事務局長（高橋謙周君） それでは、朗読をさせていただきます。

平成23年2月2日、大多喜町議会副議長、藤平美智子様。

大多喜町議会議長、野村賢一。

辞職願。

このたび都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

○副議長（藤平美智子君） お諮りします。

野村賢一議員の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤平美智子君） 異議なしと認めます。

したがって、野村賢一議員の議長の辞職を許可することに決定をしました。

野村賢一議員の入場を認めます。

（12番 野村賢一君入場）

○副議長（藤平美智子君） ただいま辞職されました野村賢一前議長からごあいさつがあります。しばらくお待ち願います。

○12番（野村賢一君） ただいま議長を辞職した野村でございます。

この2年間、皆様には大変お世話になりました。また、執行部の皆様方にも大変お世話になりました。

しかしながら、今、議会は、地方分権、地域主権、地域主権イコール町民の住みよい生活のために頑張らなきゃいけないということでございます。後任にだれになるかもわかりませんが、ぜひ町民の負託にこたえるような議会改革を邁進していただければ幸いです。

また、この2年間の思い出は、メキシコとの400周年記念、また千葉国体、いろいろございました。それもこれも皆様のご支援のおかげだと思っております。本当に2年間ありがとうございました。

どうもありがとうございました。（拍手）

○副議長（藤平美智子君） 野村賢一前議長には、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

◎日程の追加及び順序の変更

○副議長（藤平美智子君） ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（藤平美智子君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに議長の選挙を行うことに決定をいたしました。

◎議長の選挙

○副議長（藤平美智子君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

事務局が投票箱の準備を行います。

（議場を閉める）

○副議長（藤平美智子君） ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に野中眞弓議員、小倉明德議員、江澤勝美議員を指名いたします。

事務局から投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙の配付）

○副議長（藤平美智子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（藤平美智子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○副議長（藤平美智子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と議員氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長点呼により議席順に投票）

○副議長（藤平美智子君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○副議長（藤平美智子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野中眞弓議員、小倉明德議員、江澤勝美議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○副議長（藤平美智子君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11票

有効投票 10票

無効投票 1票

です。

有効投票のうち

正木議員 9票

野中議員 1票

です。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、正木武議員が議長に当選をされました。

議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○副議長（藤平美智子君） ただいま議長に当選された正木武議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました正木議員を紹介します。

正木議員より議長当選の承諾とごあいさつをお願いいたします。

○議長（正木 武君） それでは、一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員の皆様方のご推挙をいただき、議会議長という大事な職につかせていただき、大変名誉な地位をいただき光栄であります。と同時に、その任務の重大さを痛感しているところであります。もともと浅学菲才の私であり、器などありませんが、ご推挙いただいた上は、この責務を全うしたいと考えておりますので、皆様のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。議長就任のあいさつといたします。よろしく申し上げます。（拍手）

◎会議時間の延長

○副議長（藤平美智子君） あらかじめ会議時間を延長いたします。

以上で私の職務を終了させていただきます。

皆様のご協力、まことにありがとうございました。

ここで新議長と交代をいたします。

議長、議長席にお着き願います。

ありがとうございました。

○議長（正木 武君） それでは、5分休憩といたします。

（午後 4時58分）

○議長（正木 武君） 休憩前に続き会議を開きます。

（午後 5時07分）

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（正木 武君） お諮りします。

議長選挙に伴い議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として直ちに議席の一部変更を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに議席の一部の変更を行います。

◎議席の一部変更

○議長（正木 武君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長選挙に伴い、会議規則第4条3項の規定によって、議席の一部を変更します。

12番議席ご着席の野村賢一議員の議席を11番に変更します。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（正木 武君） 副議長、藤平美智子議員から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長の辞職

○議長（正木 武君） 追加日程第4、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、藤平美智子議員の退場を求めます。

（10番 藤平美智子君退場）

○議長（正木 武君） 事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（高橋謙周君） それでは、朗読させていただきます。

平成23年2月2日、大多喜町議会議長様。

大多喜町議会副議長、藤平美智子。

辞職願。

このたび都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

以上です。

○議長（正木 武君） お諮りします。

藤平美智子議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、藤平美智子議員の副議長の辞職を許可することを決定しました。

藤平美智子議員の入場を認めます。

（10番 藤平美智子君入場）

○議長（正木 武君） 辞職された藤平美智子議員からごあいさつがあります。

○10番（藤平美智子君） 2か年にわたり副議長の大任を、皆様のお力をおかりさせていただきました。無事全うすることができました。大変ありがとうございました。

以上です。（拍手）

○議長（正木 武君） 藤平副議長には、大変ご苦労さまでした。

◎日程の追加及び順序の変更

○議長（正木 武君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として日程の順序を変更し、直ちに副議長の選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長(正木 武君) 追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長(正木 武君) ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に野中眞弓議員、小倉明德議員、江澤勝美議員を指名します。

投票用紙をお配りします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○議長(正木 武君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(正木 武君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と議員氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

(事務局長点呼により議席順に投票)

○議長（正木 武君） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

野中眞弓議員、小倉明德議員、江澤勝美議員に開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（正木 武君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 11票

有効投票 9票

無効投票 2票

です。

有効投票のうち

野口晴男議員 8票

野中眞弓議員 1票

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、野口晴男議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場を開く）

○議長（正木 武君） ただいま副議長に当選された野口晴男議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選されました野口晴男議員を紹介します。

野口晴男議員から副議長当選の承諾のごあいさつをお願いします。

○副議長（野口晴男君） ただいま副議長の大任をいただきました野口です。

皆様のお力をおかりしまして一生懸命任務を果たしていきますので、どうぞよろしく願いいたします。（拍手）

○議長（正木 武君） よろしくをお願いします。

◎常任委員会委員の選任

○議長（正木 武君） 日程第8、常任委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました常任委員会委員名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(正木 武君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員は、お手元に配りました常任委員会委員名簿のとおり選任することに決定しました。

各常任委員会委員が選任されましたので、議会委員会条例第9条の規定により、各常任委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選については、議会委員会条例第9条第2項の規定により、各委員会の年長の委員が行うことになっていますので、よろしくをお願いします。

総務文教常任委員会は苅込孝次議員、福祉経済常任委員会は君塚義榮議員がそれぞれ年長の委員でありますので、互選のための議事進行等、その職務をお願いします。

委員会の会場は、総務文教常任委員会が議長室、福祉経済常任委員会が小会議室でお願いします。

それでは、委員長及び副委員長が決まるまでの間、暫時休憩します。

(午後 5時22分)

○議長(正木 武君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 5時33分)

○議長(正木 武君) ただいま各常任委員会で選出された委員長、副委員長を報告します。

総務文教常任委員会 委員長 野村賢一議員

副委員長 野中眞弓議員

福祉経済常任委員会 委員長 藤平美智子議員

副委員長 小高芳一議員

以上のとおりです。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（正木 武君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました指名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

議会運営委員会委員が選任されましたので、議会委員会条例第9条の規定により、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

なお、互選については、議会委員会条例第9条第2項の規定により、委員会の年長の委員が行うことになっていますので、よろしくをお願いします。

藤平美智子議員が年長の委員でありますので、互選のための議事進行等、その職務をお願いします。

それでは、委員長及び副委員長が決まるまでの間、暫時休憩します。

委員会の会場は、議長室をお願いします。

ここでしばらく休憩します。

（午後 5時35分）

○議長（正木 武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 5時44分）

○議長（正木 武君） ただいま議会運営任委員会で選出されました委員長及び副委員長をご報告します。

委員長 野村賢一議員

副委員長 小高芳一議員

以上のとおりです。

◎日程の追加

○議長（正木 武君） お諮りします。

ただいま議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、閉会中の継続調査の申し出がありました。これを日程に追加し、追加日程第6として議題にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第6とし、議題とすることを決定しました。

職員をして申出書を配ります。

（継続調査申出書の配付）

◎閉会中の継続調査について

○議長（正木 武君） 追加日程第6、閉会中の継続調査についてを議題とします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（正木 武君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（正木 武君） これで本日の日程すべて終了いたしました。

会議を閉じます。

平成23年第1回大多喜町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 5時47分）

会議の経過を記載し、その相違ない事を証するため、ここに署名する。

平成23年4月5日

議 長 正 木 武

前 議 長 野 村 賢 一

前 副 議 長 藤 平 美 智 子

署 名 議 員 江 澤 勝 美

署 名 議 員 小 高 芳 一